

【参考】人権条例 和歌山県外各市町の条例アウトライン

田辺市	大阪府	枚方市	尼崎市	丹波篠山市	那珂川町	米原市	茨木市	日向市	国立市	高知市	たつの市
	大阪府人権尊重の 社会づくり条例	枚方市人権尊重の まちづくり条例	尼崎人権文化のい きづくまちづくり 条例	丹波篠山市人権尊 重のあたたかいま ちづくり条例	那珂川町人権を尊 ぶまちづくり条例	米原市人権尊重の まちづくり条例	茨木市人権尊重の まちづくり条例	日向市全ての人の 人権が尊重される まちづくり条例	国立市人権を尊重 し多様性を認め合 う平和なまちづく り基本条例	高知市人権尊重の まちづくり条例	たつの市部落差別 の解消の推進に関 する条例
前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文		前文	前文	
目的	目的	目的	この条例の目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的
定義	府の責務	市の責務	定義	基本理念	町の責務	市の責務	市の責務	市の責務	基本原則	定義	基本理念
基本理念	府民の責務	審議会	市の責務	市の責務	町民の役割	市民の権利と役割	人権文化の創造	市民の責務	不当な差別及び暴 力の禁止	基本理念	市の責務
市の責務	事業者の責務		市民等の責務	市民の責務	施策の推進	事業者等の役割	推進体制の充実	市の施策の推進	市長の使命	市の責務	相談体制の充実
市民の権利と役割	基本方針の策定		事業者の責務	人権施策の推進	推進体制	人権文化の向上	人権尊重のまちづ くり審議会	教育及び啓発活動 の充実	市の責務	市民の役割	教育及び啓発
事業者の役割	審議会への諮問等		施策の策定等	審議会の設置	啓発活動の充実	推進体制の充実	委任	相談体制の充実	市民の権利	事業者の役割	計画の策定及び調 査の実施
田辺市人権施策基 本方針に基づく人 権施策の推進			人権文化いきづく まちづくり計画	委任	委任	調査の実施		実態調査	市民の責務	施策の推進	推進体制の充実
推進環境の充実			推進体制の整備			審議会		財政上の措置	事業者等の責務	教育及び啓発活動 の実施	審議会
人権教育及び啓発 の推進			実施状況の公表					委任	基本方針	相談及び支援体制 の充実	委任
相談及び支援事業 の推進			調査研究						推進計画	高知市人権尊重の まちづくり審議会	
分野別の人権課題 に対する施策の推 進			設置						実態調査の実施	組織等	
委任			組織等						人権救済のための 措置	委任	
			招集等						教育及び啓発活動		
			部会						推進体制の充実		
			意見の聴取等						くにたち平和の日 及びくにたち平和 推進週刊		
			委任						審議会の設置		
			試行期日						委任		
			審議会の招集の特 例								